平成２４年（フ）第２３号
金沢市小立野５丁目１番12号
破産者　今井　　豊
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２４５号
長野市青木島町青木島乙243番地の１
破産者　東福寺　孝
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
静岡県富士市今泉1711番地の１　ナチュール富士102号、前住所静岡県富士市国久保２丁目９番１号
破産者　高嶋　照介
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第４９７号
和歌山市山吹丁47番地
破産者　小畑　　幸
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２２４号
愛媛県松山市紅葉町５番24号、開始決定時の住所愛媛県松山市衣山３丁目６番８号
破産者　越智　昭三
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１６５１号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番24―412号
破産者　米田　敏朗
1　破産債権の届出期間　平成24年９月21日まで
2　一般調査期日　平成24年10月25日午後３時30分
平成24年８月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３０号
大分県中津市本耶馬渓町曽木2028番地の３
破産者　株式会社武吉土建
1　破産債権の届出期間　平成24年９月21日まで
2　一般調査期日　平成24年10月22日午後１時30分
平成24年８月22日
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第２３号
石川県輪島市町野町麦生野ヌ部48番地
破産者　後　久一郎
1　破産債権の届出期間　平成24年９月24日まで
2　一般調査期日　平成24年12月６日午前11時15分
平成24年８月23日　金沢地方裁判所輪島支部

破産管財人変更

平成２３年（フ）第１０３号
北海道岩見沢市かえで町７丁目２番10―302号　道営住宅10号棟302号
破産者　毛利　憲子
破産管財人　常谷　麻子が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　小野田充宏
平成24年８月21日
札幌地方裁判所岩見沢支部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第３１号
愛知県岡崎市大門５丁目12番地８
破産者　株式会社ハザード
1　期日　平成24年10月22日午後３時45分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年８月23日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第３号
山口県岩国市山手町２丁目50番７号
破産者　笹山悠喜男
異議申述期間　平成24年10月２日まで
平成24年８月23日　山口地方裁判所岩国支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３５７０号
東京都江東区亀戸２―26―10、住民票上の住所広島県呉市宝町２―24―1004
破産者　塩見　信孝
免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
平成24年８月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７６１号
神奈川県藤沢市本藤沢６―13―14―304　村上明彦方、住民票上の住所東京都府中市南町１丁目43―37
破産者　村上　武彦
免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
平成24年８月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７０７号
千葉県千葉市緑区あすみが丘５丁目35―４
破産者　伊丹　宏幸
免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
平成24年８月23日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第７号
秋田県男鹿市北浦湯本字草木原21番地
清算株式会社　株式会社オガカン
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（ヒ）第３００５号
大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目１番43号
清算株式会社　株式会社ジャパン土地建物管理
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（ヒ）第３００６号
大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目１番43号
清算株式会社　丸物不動産株式会社
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（ヒ）第１００２号
神戸市中央区江戸町93番地
清算株式会社　建大産業株式会社
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１号
茨城県日立市大沼町３丁目32番１号
再生債務者　鈴木　章吾
1　決議に付する計画案　平成24年６月12日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年10月15日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年10月９日まで
平成24年８月22日　水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（再）第２号
茨城県日立市大沼町３丁目32番１号
再生債務者　鈴木　秀文
1　決議に付する計画案　平成24年６月12日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年10月15日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年10月９日まで
平成24年８月22日　水戸地方裁判所日立支部